

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

「千の風になって」を歌う秋川雅史さんが作者の新井満さんから言われた言葉「ヒットを喜んではいけません。その向こうにはそれだけ多くの悲しみがあることを忘れてはいけない。必要としているお客様に届けるのが役目」秋川さんはその言葉でプロとして大切なことを学びました。

自分の思いや信じる力を強く持つと言葉に魂が宿ると言います。信頼できる医者から「この薬はよく効くんだよ」と言われたら、それがうどん粉でもよく効きます。「何を語るか」より「誰が語るか」も重要です。

私の書棚より

○「思い切り」と「思い込み」の共生が必要である。思い切りとは従来の方法とか習慣を大胆に破っていくこと。思い込みは初志貫徹の心意気である。

○「あれかこれか」と物事を二つに分けて選択する方法を自然はとらない。自然は両方を生かす共生の方法をとる。

「生命の暗号」
村上和雄著 サンマーク出版

税務アンテナ

□繰延資産としての開業費は、法人設立後営業を開始するまでの間に、または個人事業を開始するまでの間に特別に支出する広告宣伝費、接待費、調査費等をいいます。その他、開業準備のための使用人給与、土地・建物の賃借料、電気、ガス、水道料、借入金等の経常的な性格を要する費用については、法人の場合は、開業費に含まれませんが、個人事業の場合は、これらの費用も開業費として取り扱われます。
繰延資産とした開業費の償却計算は、法人の場合は、任意償却が認められます。個人の場合は、原則 5 年間で均等償却しますが、確定申告書への記載を要件として任意償却することも認められています。

□消費税において、土地の貸付けは非課税とされていますが、オフィスビル等を賃貸する場合に、敷地部分の賃貸料と建物部分の賃貸料を区分して記載し、敷地部分の賃貸料を非課税とする契約書を作成しても、建物の貸付けに伴う土地の使用は、その建物の貸付けに必然的に付随するものですから、その土地の使用は、非課税の対象となる貸付けから除かれます。
このため、その賃貸料は、全体が建物の賃貸料に該当し、その総額が消費税の課税の対象になります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

11月の税務スケジュール

10日	○ 10月分の源泉所得税の納付	30日	○ 11月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき11月28日)
15日	○ 所得税の予定納税額の減額の申請 (休日につき11月17日)		
30日	○ 9月決算法人の確定申告 ○ 21年3月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 12月、21年3月、6月決算法人の消費税中間申告 (休日につき12月1日)		

今月の贈る言葉『逆境が人に与える教訓ほど美しいものはない』 by シェークスピア